

引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書に係る提出書類

京都市農業委員会事務局（電話：075－222－4050）

◎：必須

	提出書類	発行機関	提出部数	備考
◎	1 引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書		1	
◎	2 納税猶予の継続届出書	税務署	一	提出は不要ですが、窓口で書類を確認します。
	3 委任状(任意様式) ・委任者(申請者)の署名(自署)または記名押印が必要。 ・代理人が書面訂正する場合、委任項目に「書面の訂正」、「申請・届出に係る一切の権限」等の記載が必要。		1	代理人が来庁する場合
	4 【前回の証明日以降に対象地について変更があった場合】 ・土地の登記事項証明書(全部事項証明書)、公図、付近見取図 ・仮換地地積証明、仮換地指定図、付近見取図	法務局等 区画整理事務所等	各1 各1	
	5 【前回の証明日以降に申請者の住所地について変更があった場合】 ・そのことを証する書類(前住所記載の住民票等)	区役所等	1	

- ◆ ご来庁前に、当事務局へ電話をいただくと、スムーズな案内が可能です。
- ◆ 申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。
(ただし、委任状には、委任者(申請者)の署名(自署)または記名押印が必要)
本人確認に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
・申請者が来庁する場合：申請者の運転免許証等の提示等
・代理人が来庁する場合：代理人の運転免許証や社員証等の提示等
(委任状に記載された代理人の住所や氏名・会社名等と一致していること)
- ◆ これまでどおり、押印された書面を提出されても手続きに支障はありません。
- ◆ 上記以外に、当委員会が必要とする書類を提出いただくことがあります。

引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書

証 明 願	
令和 年 月 日	
京都市農業委員会会長 様	
申請者 住所	
氏名	
電話 — —	
私は、租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定の適用を受ける農地等について、同条 第22項 第70条の6第1項 の規定の適用を受ける営農困難時貸付けを下記の期間引き続き行っていることを証明願います。 第28項	
記	
引き続き営農困難時貸付けを行っている期間	
年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	

相続開始年月日	年 月 日	農地等の 分割取得年月日	年 月 日
---------	-----------------	-----------------	-----------------

営 農 困 難 時 貸 付 農 地 等 の 明 細						
番号	田、畑、採 草放牧地 又は準農 地の別	登記 上の 地目	所 在 場 所	市街化区域 内外の別	面 積 (㎡)	※譲渡等につ いての整理
1				内・外		
2				内・外		
3				内・外		
4				内・外		
5				内・外		
6				内・外		
7				内・外		
8				内・外		
合 計						

※ 委員会整理欄

1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目
・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

※	申請者は、租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定の適用を受ける農地等について同条 第22項 第70条の6第1項 の規定の適用を受ける営農困難時貸付けを上記の期間引き続き行っていることを証明する。 第28項
証 明 欄	令和 年 月 日 京農委第 号 京都市農業委員会会長

注1 ※印の欄には記入しないでください。